



府 食 第 7 8 号
令 和 2 年 1 月 2 8 日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて (回答)

令和 2 年 1 月 23 日付け元消安第 4663 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回意見を求められた事項については、家畜伝染病予防法（昭和 25 年法律第 166 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、同法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）第 1 条の表を改正し、伝染性疾病のうち「豚コレラ」を「豚熱」に、「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に、それぞれ伝染性疾病的名称を変更するという形式的な改正であることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

以上